

E U加盟国向け日本産クロマツ盆栽に係る輸出植物検疫条件（概要）

1 検疫対象病害虫

*Coleosporium asterum*（葉さび病）

*Coleosporium phellodendri*（葉さび病）

*Cronartium orientale*（こぶ病）

*Dothistroma septosporum* (*Scirrhia pini*)（赤斑葉枯病）

*Fusarium circinatum* (*Gibberella circinata*)（リュウキュウマツ漏脂胴枯病）

*Pseudocercospora pini-densiflorae* (*Cercoseptoria pini-densiflorae*)（葉枯病）

*Crisicoccus pini*（マツコナカイガラムシ）

*Dendrolimus sibiricus*（ツガカレハ）

*Dendrolimus spectabilis*（マツカレハ）

*Dendrolimus superans*（ツガカレハのロシア個体群名）

*Monochamus* spp.（ヒゲナガカミキリ属のうちE U未発生の種）

*Pissodes nitidus*（マツキボシゾウムシ）

*Popillia japonica*（マメコガネ）

*Sirex nitobei*（ニトベキバチ）

*Thecodiplosis japonensis*（マツバノタマバエ）

*Urocerus japonicus*（ニホンキバチ）

*Bursaphelenchus xylophilus*（マツノザイセンチュウ）

2 主な検疫措置

- （1）連続した2年間、植物防疫所に登録されたほ場で栽培管理すること。
- （2）年間少なくとも6回、植物防疫所の検査を受けること。
- （3）培養資材は消毒されたもの又は、有機物を含まない未使用のものを使用すること。
- （4）センチュウの侵入を防止するため、コンクリートの上又は高さ50cm以上の棚の上で栽培すること。
- （5）さび病に対する農薬散布を行うこと。
- （6）検疫対象病害虫の付着がなく、植物防疫官により行われる輸出検査に合格すること。
- （7）標識を付すこと等でトレーサビリティを確保すること。
- （8）輸出後、輸出先国で3ヶ月以上隔離栽培され、検疫対象病害虫が発見されないこと。

※これまでも輸出が可能なゴヨウマツ盆栽と同じ検疫措置です。